

税金

公的年金から特別徴収する市・府民税 10月分から本徴収に

28年度から引き続き特別徴収の人は、10月からの特別徴収税額が変わります。また、29年度から新たに特別徴収となる人は、10月から特別徴収となります。

対象 4月1日現在65歳以上で、公的年金にかかる市・府民税が課税される人

※公的年金からの特別徴収は条件を満たすすべての人が対象。手続きは不要

◆公的年金からの市・府民税特別徴収が継続される場合
公的年金からの特別徴収対象者が、4月1日以降に他市区町村へ転出している場合、29年度分の本徴収が継続され、30年度分の仮徴収は行われません。また、特別徴収税額が変更された際、特別徴収が中止となる場合がありますが、12月・2月

分の本徴収の変更の際に限り、特別徴収が継続されます。問合先 課税課 ☎06(6902)58898

固定資産税 家屋調査にご協力を

新築・増築家屋(住宅、店舗、車庫など)の外観確認や内装の聞き取り調査のため、徴税吏員証を携帯した市職員が訪問します。ご協力ください。

◆家屋の滅失届
29年度中に家屋を取り壊した場合は、30年度からの固定資産税・都市計画税は課税されません。滅失届と必要書類を提出してください。

※法務局で滅失登記した場合は提出不要

◆未登記家屋の名義変更
未登記家屋の所有者が変更になった場合、未登記家屋名義変更申請書と必要書類を提出してください。

※必要書類など詳しくは問合先
提出・問合先 課税課 ☎06(6902)5918

市役所の目曜相談窓口

相談内容	とき	持ち物・業務内容など	相談・問合先
マイナンバー	10月15日(日) 午前9時～正午	業務内容 通知カード・個人番号カードの交付、マイナンバーに関する相談	市民課 ☎06(6902)5983
国民年金		持ち物 年金手帳、印鑑など ※離職した人、同世帯の代理人の申請時は別途必要書類あり	市民課 ☎06(6902)6005
市税納付	10月29日(日) 午前10時～午後3時	※証明書の発行などは不可	納税課 ☎06(6902)5935
国民健康保険・後期高齢者医療保険料納付		※南部市民センターでも受付可。ただし、納付書・保険証の発行は不可のため後日郵送	保険収納課 ☎06(6902)5939

保険

新しい国民健康保険 被保険者証を送付

10月中旬に、新しい国民健康保険被保険者証(一般被保険者証は空色、退職被保険者証はうぐいす色)を簡易書留で送付します。

◆11月1日(水)午後3時以降は健康保険課で受取可。旧被保険者証または本人確認書類(運転免許証など)を持参

※同世帯の代理人が受け取る場合は、代理人の本人確認書類

問合先 健康保険課 ☎06(6902)5697

新しい国民健康保険 短期被保険者証を交付

11月から使える国民健康保険短期被保険者証を保険収納課窓口で10月18日(水)から交付します。仕事などで、業務時間内に来庁できない人は、夜間交付窓口にお越しください。

◆夜間交付窓口
10月26日(木)・27日(金)・30日(月)・31日(火)
午後5時30分～7時30分

持ち物 印鑑、来庁者の本人確認書類(運転免許証など)、旧短期被保険者証

問合先 保険収納課 ☎06(6902)5939

◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか

ジェネリック医薬品とは先発医薬品(これまで使われてきた新薬)の特許が切れた後に販売される医薬品で、先発医薬品と同じ有効成分を同量含む同等の効き目があると国に認められた医薬品です。

◆ジェネリック医薬品を使うメリット
先発医薬品に比べると開発にかかる費用が少ないため価格が安く、自己負担も軽減されます。

◆ジェネリック医薬品に切り替えるには
まずは医師や薬剤師にご相談ください。短期間だけ切り替える「お試し調剤」から始めることもできます。

※一部対応外の医薬品あり

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06(4790)2031

国民年金保険料の 後納・追納制度

◆後納制度
過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある人は、申し込みにより30年9月までに限り、保険料を納めることができます。

◆追納制度
国民年金保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた期間は、受給資格期間に含まれますが、受給額は全額納付した場合よりも少なくなります。

追納制度では、遡って10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。

申込・問合先 守口年金事務所 ☎06(6962)3031

人権に関する相談

各相談は無料で、秘密は厳守します。

◆市人権相談員による相談
とき 平日午前9時30分～午後5時30分
ところ 人権女性政策課

◆門真地区人権擁護委員による特設人権相談
とき・ところ
○10月6日(金)：老人福祉センター
○10月13日(金)：高齢者ふれあいセンター
※時間は午前9時30分～正午

問合先 人権女性政策課 ☎06(6902)6079

なくそう部差別調査!

10月は「大阪府部差別調査」に係る調査等の規制等に関する条例「啓発推進月間」です。条例は、部差別事象の発生を防止し、基本的人権を擁護するため、部差別事象を引き起こすおそれのある個人・土地に関する事項の調査、報告などの行為を規制しています。

問合先 府人権擁護課 ☎06(6210)9282

環境

28年度大気汚染と 水質汚濁の状況

◆大気汚染
市役所局と市南局で大気汚染測定を行った結果、光化学スモッグ予報・注意報が発令された夏季に光化学オキシダントの値が不適合となった日がありました。たが、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質および一酸化炭素は環境基準に適合していました。

その電気機器にPCBは含まれていませんか

変圧器、コンデンサ、業務用の照明用安定器など、PCBを含む電気機器を使用または保管している場合は届出が必要です。機器は適正に保管し、必ず期限までに処理してください。

提出・問合先 府事業所指導課 ☎06(6210)95883

資源物持去り禁止

市は、市が指定するごみ集積場所からの資源物持去り行為を禁止しています。(違反した場合は20万円以下の罰金)

市民の皆さんと築き上げたりサイクルシステムを脅かす資源物持去り行為をなくすために、

水質汚濁

古川と下八箇狂水路で水質測定を行った結果、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、溶存酸素量、浮遊物質のすべてが環境基準に適合していました。詳しくは市ホームページ参照

環境対策課

問合先 環境対策課 ☎06(6909)4129

選挙啓発標語を募集

門真市明の選挙推進協議会と市選挙管理委員会は、選挙啓発標語を募集します。入選者には記念品を贈呈します。

対象 市在住・在勤・在学の人
応募方法 11月2日(木)までに、住所、氏名、電話番号、作品(1人3点まで)を記入のうえ郵送または持参

※詳しくは市ホームページ参照
応募・問合先
〒571-8580
「門真市役所」
選挙管理委員会事務局
☎06(6902)6990



昨年選ばれた作品は
こちら!
皆様のご応募
お待ちしております!

- 最優秀作品 「この一票 生かしてこそが選挙権」
- 優秀作品 「一票が 住みよい未来の街をつくる」
- 優秀作品 「投票は 未来をつくる出発点」



選挙のめいすいくん



条例啓発シンボルマーク